

指導資料



鹿児島県総合教育センター

特別支援教育 第167号

一幼，小，中，高，特別支援学校対象一

平成24年10月発行

特別支援教育における 「学校コンサルテーション」の進め方

各学校(園)においては、校内に特別支援教育に関する委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に様々な取組が行われている。また、特別支援学校においては、各学校(園)の要請に応じて、巡回相談等を行い、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮している。

一方、巡回相談等においては、各学校(園)が、自校の課題等について、巡回相談員にすぐに答えを求めたり、特別支援学校が指導的な立場で、助言を行ったりしている様子が見られる。

そこで本稿では、互いに対等な関係で協働し、よりよい支援をつくり上げていくために、「学校コンサルテーション」の進め方について述べる。

1 「学校コンサルテーション」とは

「コンサルテーション」とは、異なる専門性をもつ者が、支援対象者の抱える問題状況について、よりよい支援の在り方を話し合うプロセスのことである。

自らの専門性に基づき他の専門家を支援する者を「コンサルタント」、コンサルタントから支援を受ける専門家を「コンサルティ」、支援対象者を「クライアント」と言う。

学校におけるコンサルテーションのことを、「学校コンサルテーション」と言うが、学校においては、コンサルタントもコンサルティもそれぞれ教育に関わる専門家であることが多いことから、互いに専門家として協働し、よりよい支援をつくり上げていくことが望まれる。

また、コンサルタントとコンサルティは、役割は異なっても、立場としては対等であるため、コンサルティは、指導を受けたり、提案された支援をそのまま受け入れたりするのではなく、提案された支援を行うかどうかについて、「自己決定」することが大切である。

2 「学校コンサルテーション」の進め方

「学校コンサルテーション」では、コンサルタントは基本的にクライアントへの直接的な指導・支援は行わず、コンサルティへの支援を通して、クライアントへ間接的な指導・支援を行う。

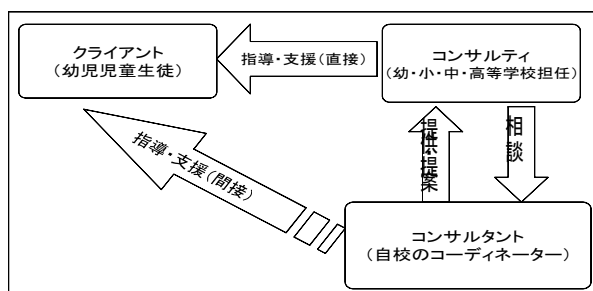


図1 「学校コンサルテーション」の関係例1

図1はコンサルティが担任で、コンサルタン트가自校の特別支援教育コーディネーターの場合である。

この場合、コンサルタン트는担任からの相談を受け、授業参観や発達検査等の分析を行い、担任へ指導・支援に関する情報提供や具体的な手立てを提案する。

コンサルティである担任は、その提案に基づき、指導・支援が可能かどうかを自己決定し、幼児児童生徒に直接的な指導・支援を行う。このことで、コンサルタン트는、クライアントである幼児児童生徒に対して、間接的な指導・支援を行うことになる。

また、図2のように、幼・小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターがコンサルティで、特別支援学校のコーディネーターがコンサルタンの場合もある。

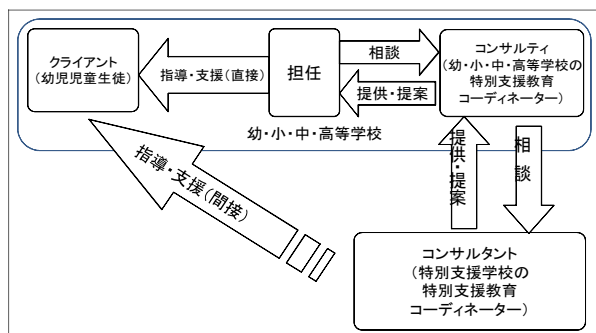


図2「学校コンサルテーション」の関係例2

この場合、コンサルティは、担任からの相談を受け、巡回相談等を活用して、コンサルタン트에相談を行う。

コンサルタン트는、日頃の様子や授業参観や発達検査等の分析を行い、コンサルティへ指導・支援に関する情報提供や具体的な手立ての提案を行う。

コンサルティは、その提案に基づき、指導・支援が可能かどうかを自己決定し、担任に指導・支援の具体的な手立て等を提案し、担任が幼児児童生徒に直接、指導・支援を行う。このことで、コンサルタン트는、クライアントである幼児児童生徒に対して、

間接的な指導・支援を行うことになる。

このように、ケースによっては、コンサルティとコンサルタントになる者が異なる場合があるが、それぞれの役割に応じて対応することが求められる。

さらに、「学校コンサルテーション」においては、できる限り迅速に対応する必要がある場合と、今後を予測しながら、予防的に対応を考えていく場合がある。

迅速に対応することが求められる場合は、危機介入によりすぐに対応を始め、数回のコンサルテーションにより、問題解決を行うことが求められる。

予防的対応を考える場合は、今後の状況を予測しながら、コンサルティが孤立化しないように、校内委員会等を活用し、学校全体で幼児児童生徒の課題を共通理解できるような取組が求められる。

そのためには、日頃からコンサルティと連携を取り合い、継続した働き掛けを行うことが大切である。

3 「学校コンサルテーション」で求められるコンサルタンの資質や技能

「学校コンサルテーション」においてコンサルティは、幼児児童生徒の担任を含めた教員、校長・教頭などの管理職というように様々である。そこで、コンサルタン트는、コンサルティが抱えている問題を中心に問題点を整理し、評価し、具体的な対応策を検討しながら問題解決を図っていく。

その際、以下のような資質や技能がコンサルタン트에求められる。

(1) アセスメントの力

幼児児童生徒の学習状況や発達の段階、障害の状態などの必要な情報を収集する。保護者の了解を得て、発達検査

査等によるアセスメントを行う場合もある。収集された情報を分析し、課題全体の整理を行い、対応のための手立てを提案する。

(2) コーディネートの力

教育的ニーズに基づいて、幼児児童生徒に関わる人と連携し、学校や関係機関における支援体制を構築する。

(3) コンサルテーションの力

保護者や担任へ指導法等についての情報提供や提案をする。

(4) ファシリテーションの力

校内委員会やケース会議において、促進役として必要な連絡調整を行う。

(5) カウンセリングの力

保護者や担任への相談の窓口として

の役割を担う。その際、次のようなことに留意する。

＜受容＞ 「分かる」、「分かっただけ」があると、コミュニケーションは続けやすい。相手の考えを否定せず聴くことから始める。

＜傾聴＞ 相手の話にコメントやアドバイスをしたくなる気持ちを抑えて聴く。

＜協働＞ いろいろな考えをコンサルティから出してもらい、それらの考えから、よりよい対応を一緒に考える。アドバイスやコメントをする場合には、それがコンサルティにどのように受け止められているのかを考慮する。

(6) ネットワークを構築する力

中学校区を中心に、地域の学習会を実施するといったような取組を行うことで、地域との間にネットワークを構築する。

4 実践例（「学校コンサルテーション」の関係例2）

中学校の特別支援教育コーディネーターに対して、特別支援学校の巡回相談を活用した事例

(1) クライアント

通常の学級に在籍する中学校1年生、男子

(2) コンサルティ

特別支援教育コーディネーター

対象児の担任（特別支援教育に関する研修は受けたことがない。）

(3) コンサルタント

県立の特別支援学校の特別支援教育コーディネーター。要請を受け、巡回相談による支援を実施した（図2参照）。

(4) 学校及び校内委員会の状況

生徒数370人、11学級（特別支援学級1）、教員数23人の学校規模である。

校内委員会は、年3回定期的実施され、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導主任、学年主任、対象生徒の担任で構成されている。

(5) 担任の主訴

授業中に突然質問したり、授業に関係ない話を始めたりする。また、突然教室を出て行くことがある。

校内委員会での特別支援教育コーディネーターの提案により、2学期からは、チーム・ティーチングでの指導を一部導入したところ、教室から出て行くことは少なくなった。

(6) 情報の収集

授業参観や日頃の学習状況の様子、テストやノートの確認、障害の状態などの必要な情報を収集した。また、保護者の了解を得て特別支援教育コーディネーターが実施した、WISC-III知能検査の分析によるアセスメントを行った。

(7) 問題の見立てと提案

授業参観を通して、図3のように行動に関する機能的アセスメントを実施し、気になる行動の背景や行動により得られた結果等について分析した。そして、望ましい行動を獲得するための事前の環境の工夫や、望ましい結果について検討した。

クライアントは、注意集中に課題があり、チャイムの音に気付いていなかったり、いつ質問したらいいかという基本的なルールを理解していなかったりする様子が見られた。

また、気になる行動を起こした際に、担任に注目してもらえたり、質問に答えてもらえたりしたことで、気になる行動が更に強くなった。

そこで、望ましい行動と事前の環境の工夫、望ましい結果を検討し、コンサルティに提案した。同時に、事前・事後の環境の工夫を行っても望ましい行動が起こらなかつたときの対応についても提案した。

(8) コンサルティによる自己決定

コンサルタントの提案を受け、コンサルティは担任と一緒に事前の環境を工夫し、実践を開始した。

コンサルティとコンサルタントは、定期的に連絡をとりながら、担任と連携した。その結果、少しずつ望ましい行動が増えてきた。

(9) 校内委員会を活用した指導・支援の共有化

中学校においては、複数の教師が授業を担当するため、指導・支援については、情報を共有化することが必要となった。

そこで、コンサルティは特別支援教育コーディネーターとして、校内委員会を開催し、クライアントに関わる全ての教師が、同じような指導・支援を行えるように提案した(図4)。その際の支援ツールとして、「個別の指導計画」を活用した。

校内委員会で共通理解を行い、「個別の指導計画」を活用した取組を行ったことで、担任が一人で問題を抱え込むことなく、一貫した指導・支援を行うことができた。

クライアントも、一貫した指導・支援により、見通しをもって、落ち着いた行動をすることがより一層増えてきた。

さらに、授業前には黙想することが、学校共通のルールとなり、クライアントだけでなく、全ての生徒にとって有効な指導・支援となった。

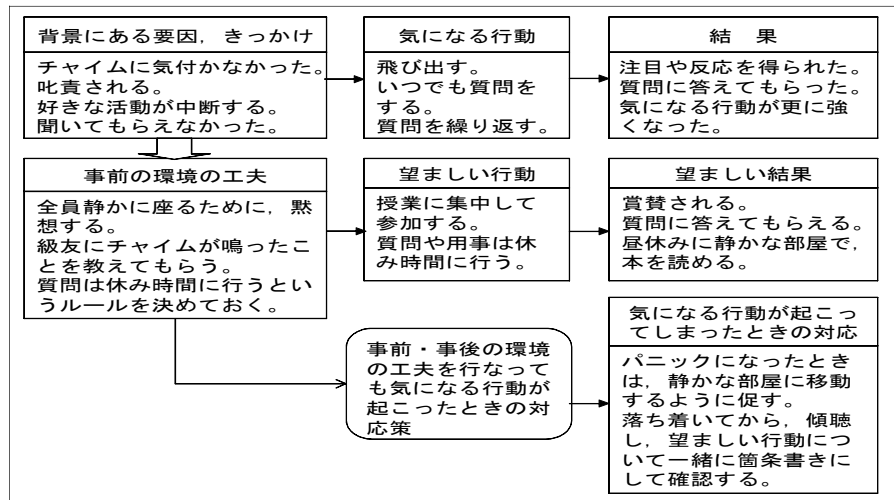


図3 機能的アセスメントによる分析と対応

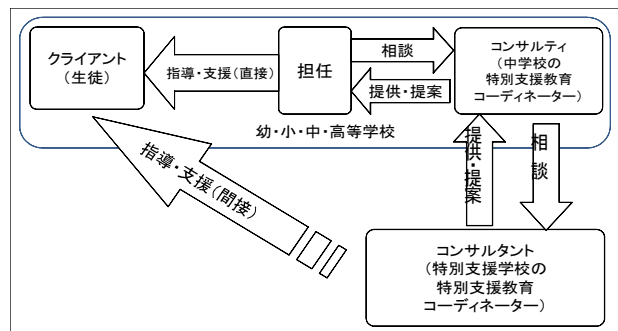


図4 校内委員会を活用した取組

以上、特別支援教育における、「学校コンサルテーション」の進め方について述べてきた。「学校コンサルテーション」を取り入れることによって、コンサルティが解決に向けての方策を自己決定していく過程を大切にすることができる。そして、より適切な対応を選択し、意欲的に解決策に取り組むことが可能になると考える。

今後も、幼児児童生徒一人一人の教育的

ニーズに応えるために、「学校コンサルテーション」を活用し、多くの教師が、互いに専門家として協働し、よりよい支援体制をつくり上げていくことが望まれる。

－ 参考文献 －

- 学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携ー
平成19年 国立特殊教育総合研究所
- 特別支援教育コーディネータースキルアップ講座
資料 平成24年 鹿児島大学教育学部 有倉巳幸
(特別支援教育研修課)